

証明書 番号	第 8AA2M8786 号
-----------	---------------

令和 4年 2月 19日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

東京海上日動火災保険株式会社



自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	秋田 300 の 641 SH5-035704	自動車の 種別	自乗
保険期間	自 令和 4年 4月 13日 24か月	使用の本拠 の所在地	秋田県
	至 令和 6年 4月 13日 午前12時	保険料	¥20,010
住所 及び 氏名	秋田県秋田市中通 5丁目 9-1 6	指定金融 機関名	
	東北森林管理局	保険料収納済印	
異 動 事 項	無効		
管轄店名 及び 所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区丸の内 1-2-1 カスタマーセンター 0120-530-580 受付時間 9~18時(年末年始を除く)	扱 者 印	秋田・秋田中央 3251 牧野自動車 4045

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)
複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者*または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)

* 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸部腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第14級:最高75万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。

自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社ににご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から書面により提供されます。

- ・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
- ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
- ・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)

また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。
(裏面もご覧ください)

証明書 番号	第 8AA2M8786 号
-----------	---------------

令和 4年 2月 19日
自動車損害賠償
責任保険 保険料領収証

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	秋田 300 の 641 SH5-035704	保 険 料	¥20,010
管 及 轄 店 所 在 地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区丸の内 1-2-1 カスタマーセンター 0120-530-580 受付時間 9~18時(年末年始を除く)		
保険期間	自 令和 4年 4月 13日 24か月 至 令和 6年 4月 13日 午前12時		

契約者 東北森林管理局

様

東京海上日動火災保険株式会社
上記保険料を領収いたしました。



扱
者
印

注意

◎この領収証は保険証明書の効力を有しないので必ず証明書をお受け取りください。

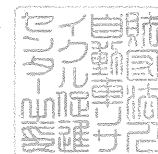
[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

<<車両欄>>

リサイクル券番号	0810-1017-8260
車台番号	SH5-035704
車名	スバル

財団法人
自動車リサイクル促進センター

2009年 3月19日 発行
事務処理番号 : 008-0432000000<1 >



<<料金欄>>

シュレッダーダスト料金	¥8,380
エアバッグ類料金	¥2,380
フロン類料金	¥2,010
情報管理料金	¥230
預託金額合計	¥13,000

※本券 (A券) は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

[B券] 使用済自動車引取証明書

引取日 : 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0810-1017-8260
車台番号	SH5-035704
車名	スバル
預託金額	¥13,000 (消費税込み)

<引渡者>

氏名・名称

<引取業者>

登録番号

氏名・名称

印

事業所名称

所在地

TEL.

※本券 (B券) は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

<受領証 (C券) 利用時切離し>

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0810-1017-8260
車台番号	SH5-035704
車名	スバル

受領金額

¥380
(消費税込み)

財団法人
自動車リサイクル促進センター

2009年 3月19日 発行
事務処理番号 : 008-0432000000<1 >

番号 00695 A

令和 4年 3月 2日

秋田運輸支局長



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
秋田 300 の 641 車名	平成 21年 3月 19日	平成 21年 3月	普通	乗用	自家用	ステーションワゴン [003]			
スバル		[133]	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量			
			5人		1450kg	1725kg			
SH5-035704 型式			長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
			456cm	178cm	167cm	810kg			640kg
DBA-SH5			総排気量又は定格出力	燃料の種類		型式指定番号	類別区分番号		
			1.99L	ガソリン		15997	1016		
所有者の氏名又は名称	東北森林管理局								
所有者の住所	秋田県秋田市中通5丁目9-16								[05500 0576]
使用者の氏名又は名称	東北森林管理局 由利森林管理署								
使用者の住所	秋田県由利本荘市水林439								[05512 0974]
使用の本拠の位置	***								
有効期間の満了する日	令和 6年 3月 18日		年 月 日						
備考	[秋田], 継続検査 自動車重量税額 ¥34,200 令和12年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値) 算定未了 令和2年度エネルギー消費効率(JCO8モード燃費値) 算定未了 令和2年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値) 算定未了 平成27年度エネルギー消費効率(JCO8モード燃費値) 算定未了 平成22年度燃費基準5%向上達成車 [走行距離計表示値] 109,500km (令和4年3月2日) [旧走行距離計表示値] 90,700km (令和2年3月3日) 平成10年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 96dB [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり				[受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 34-08206 以下余白				

裏面もご覧下さい。

